包括連携協定書

平成２９年１１月２５日

美作大学・美作大学短期大学部
津山工業高等専門学校
津山市、真庭市、美作市
新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町
西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山県美作県民局

美作地域創生に係る包括連携協定書

美作大学・美作大学短期大学部、津山工業高等専門学校、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町及び岡山県美作県民局（以下「美作地域の高等教育機関及び地方公共団体」という。）は、活力ある美作地域を創生するため、次のとおり包括的な連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、美作地域の高等教育機関及び地方公共団体が包括的な連携のもと、地域に資する人材育成はもとより、地域の福祉、医療・健康、産業（商工業、農林業）等の分野の振興に努め、美作地域の活性化・発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第２条　美作地域の高等教育機関及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、次の事項につき連携・協力する。

(1)　美作地域の高等教育、人材の育成に関する事項
(2)　美作地域の健康、福祉の向上に関する事項
(3)　美作地域の商工業・農林業の振興に関する事項
(4)　美作地域の雇用の創出に関する事項
(5)　美作地域の教育・文化・観光・スポーツの振興に関する事項
(6)　美作地域に関わる学術・研究に関する事項
(7)　美作地域の高等教育機関の支援、援助に関する事項
(8)　その他美作地域の高等教育機関及び地方公共団体が必要と認める事項

（連携推進のための協議機関）

第３条　美作地域の高等教育機関及び地方公共団体は、前条の連携協力事項を推進するため、必要に応じて協議機関を設けるものとする。

（協定の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、美作地域の高等教育機関及び地方公共団体のいずれからも異議の申し立てがないときは、さらに２年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第５条　本協定に関し疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、美作地域の高等教育機関及び地方公共団体で協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を１３通作成し、当事者それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１１月２５日